

令和6年分所得税の定額減税 ～確定申告のしるべき方～



定額減税に関する
情報はこちらから

国税庁ホームページ
定額減税特設サイト

このフローチャートは、定額減税の実施により、令和6年分確定申告において所得税額の精算を行う方・行うことができる方を判定するものです。

医療費控除や住宅ローン控除を適用し、還付を受けるための確定申告（還付申告）や純損失・雑損失などの損失申告を行う

はい
➡

確定申告の際に定額減税額を計算し、納付すべき又は還付される所得税の額を精算します

いいえ
↓

- 給与収入のみの方 → 「①給与収入のみの方」へ
- 年金収入がある方 → 「②年金収入がある方」へ
- 給与と他の所得（年金収入を除く）がある方 → 「③その他の方」へ
- 給与と年金のどちらもなく、給与と年金以外の所得がある方 → 「③その他の方」へ

① 給与収入のみの方

勤務先1か所かつ、年末調整済み※である

※ 死亡、出国又は休職等により、令和6年6月以降に給与の受給がなく、定額減税を受けていない方は「いいえ」へ

はい
↓

確定申告は不要です

いいえ
↓

③ その他の方

納付すべき所得税額が生じる

※ 給与収入（勤務先1か所かつ年末調整済み）のほか、給与に係る所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告不要です（「いいえ」へ）

はい
↙

確定申告が必要です

確定申告の際に定額減税額を計算し、納付すべき又は還付される所得税の額を精算します

② 年金収入がある方

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、次のいずれかに該当する

- ・ 公的年金等に係る雑所得のみ
- ・ 公的年金等のほか、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

いいえ
↓

確定申告は不要です（注1、2）

▶ 確定申告は不要ですが、例えば以下に該当する方などは、確定申告の際に定額減税額を計算し、還付を受けるための申告をすることができます。

- ・ 公的年金等に係る源泉徴収税額がある方で、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、定額減税額が増加する場合（例：令和6年中に扶養親族の人数が増加した場合など）
- ・ 給与所得に係る源泉徴収税額があり、その源泉徴収税額から定額減税額が控除されていない、又は控除しきれない定額減税額（控除外額）がある場合（例：年の中途で退職した方など）

▶ 控除しきれない定額減税額（控除外額）がある場合、給付金の支給による対応もありますので、控除外額があることのみをもって確定申告の必要はありません
給付金に関する詳細は、お住まいの市区町村にお尋ねください

はい
↓

（注1） 給与と公的年金等に係る源泉徴収税額の両方から定額減税を受けていることだけをもって、確定申告の義務は発生しません

（注2） 所得税等の確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください）

上記フローチャートは、一般的な例を基に作成していますので、個別の事情によっては結果が異なる場合があります。

